

令和2年1月30日

関係事業者団体 各位

東京労働局労働基準部賃金課長

## 「委託状況届」の提出に係る広報依頼について

平素より家内労働行政の推進につきまして、御理解・御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当局では、家内労働者の労働条件向上を図る施策を展開するために、家内労働法第26条及び同法施行規則第23条に基づく「委託状況届（様式第2号）」の提出促進に取り組んでいるところです。

「委託状況届」とは、委託者が、毎年4月1日現在の委託業務の内容及び家内労働者数等を記載した上、同月30日までに所轄労働基準監督署を経由して都道府県労働局長に届出しなければならない書類です。

「委託状況届」は、それにより委託者数、家内労働者数及び委託業務の内容等家内労働者の実態を把握でき、最低工賃の改正等の施策の展開に重要な役割を果たしていることから、より一層「委託状況届」の提出の促進を図る必要があります。

つきましては、本件趣旨に御理解を賜り、広報誌及びホームページ等により「委託状況届」の提出に関する記事を掲載いただきますようお願い申し上げます。

なお、記事掲載に当たりましては、別添に記事文例を同封いたしましたので、御参考にしてください。

おって、広報誌等への記事の御掲載の折には、お手数ではございますが、同記事の掲載部分を、郵送又はファックスにより、当課あて送付いただきますようお願い申し上げます。

お問い合わせ先

〒102-8306 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎13階

東京労働局労働基準部賃金課 家内労働係 中田、てんひろ天廣

TEL. 03-3512-1614 (賃金課直通)

FAX. 03-3512-1558

〔文例1〕

家内労働の委託をしている事業主の方へ

「委託状況届」は4月30日（木）までに提出してください

家内労働者へ仕事（内職等）を委託している事業主の方は、家内労働法による「委託者」になりますので、「委託状況届」の提出が必要です。

これは、毎年4月1日現在の家内労働者数等について、所轄労働基準監督署を通じて東京労働局に届け出るものです。用紙は最寄りの労働基準監督署で入手又は以下の、東京労働局ホームページからダウンロードし、4月30日（木）までに忘れずに提出してください。

なお、家内労働法にいう「家内労働者」とは、材料の提供を受けて、他人を使わず、同居の親族だけで物の製造・加工を行い、工賃を得ている人をいいますので、宛名書き等のような事務の代行及びホームページの構築など物の加工を伴わない委託を受けている人は、「家内労働者」に該当しません。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課家内労働係（03-3512-1614）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

東京労働局ホームページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei\\_toukei/pamphlet\\_leaflet/chingin\\_kanairoudou/\\_121062.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/chingin_kanairoudou/_121062.html)

〔文例2〕

家内労働の「委託状況届」は4月30日（木）までに

家内労働者へ仕事（内職等）を委託している事業主の方は、毎年4月1日現在の家内労働者数等について、「委託状況届」を労働基準監督署に提出することが義務付けられています。4月30日（木）までに忘れずに提出してください。

詳しくは、東京労働局労働基準部賃金課家内労働係（03-3512-1614）又は最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

東京労働局ホームページ

[https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei\\_toukei/pamphlet\\_leaflet/chingin\\_kanairoudou/\\_121062.html](https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/jirei_toukei/pamphlet_leaflet/chingin_kanairoudou/_121062.html)